

中華人民共和国档案法の改正について

大澤 武彦

はじめに

中華人民共和国における档案¹管理の基本法である「中華人民共和国档案法」(以下、「档案法」という)は、1987年に制定され、1996年及び2016年に部分的な改正がなされた。そして、2020年に条文を27条からほぼ倍近くの53条にする大幅な改正がなされた。

そこで、本稿では、その背景として改正の経緯を記した上で、改正前後の両条文²を比較し、具体的にどの部分が同じで、どの部分が修正・追加・削除されたのかを確認することで、その主旨及び背景を理解することを目指した³。

なお、2010年代前半に、筆者は中国国家档案局・中央档案馆の動向について整理しており⁴、本稿はその後の動向を見るものである。

1 改正の経緯について

2007年頃から、国家档案局⁵は档案法の改正を行うため、大量の調査研究を行うようになったという⁶。

2015年11月には、国家档案局から国務院⁷宛に改正の草案が送付された。その後、国務院の司法部⁸が広く各地・各機関の意見を求め、地方に赴き調査・研究を行い、企業や専門家、関連機関からの意見も集めた。併せて、国家档案局も社会に向けて意見を求め、司法部と国家档案局はこの草案に対し、繰り返し検討と修正を行ったという⁹。

档案法の改正は、2018年の国務院及び第13期全国人民代表大会の常務委員会の立法計画に相次いで組み込まれた。2019年10月8日、国務院の第66回常務会議¹⁰が档案法改正草案を検討して採択し、当時の総理である李克強が署名し、全国人民代表大会¹¹常務委員会¹²への審議を申請した。

2019年10月21日、第13期全国人民代表大会常務委員会において、档案法の改正案について説明を行った当時の国家档案局局长の李明華によると、同法の改正について、二つの方面から後押しをする動きがあった¹³。

一つ目は、中国共産党中央と国務院から档案業務に対する新たな要望が出されたことである。

党中央として、習近平総書記は、档案業務は非常に重要な業務の一つであり、これまでの経験を総括できるのも、規律を認識しえるのも、歴史が続くことができるのも、各事業が発展することができるのも、これら全てに档案は欠かせないと指摘した。また、新たな档案業務は法に従って管理して、公開と現代化に向けて進むべきであると求めた¹⁴。2015年7月、中国共産党中央政治局¹⁵集団学習の際に、習総書記は、三度、档案業務について言及し、「歴史に語らせよ、歴史的事実で発言せよ」と強調したという¹⁶。

国務院を代表し李克強総理が、2019年3月5日の第十三期全国人民代表大会において、「政府工作報告」を行い、その中で档案事業を発展させるようにはっきりと求めた¹⁷。また、法律と規則が健全ではないために、地方の中には電子档案を押し進めようとしたところ、それを認定し使用するこ

とや、地域を超えた事務処理が難しいといった問題が生じたと強調し、関連する法律・規則をしつかりと整理して改正すべきであるとした¹⁸。

なお、この李総理の発言の背景については、次のエピソードも関連していると思われる。時間は遡るが、2015年5月6日に李総理は「“私の母は私の母”問題を解決せよ」と指示している。これは新華社が伝えたニュースで、北京市の陳氏が海外旅行に行く際に、母親を緊急連絡先に指定したところ、自分の戸籍は北京市、母親の戸籍は江西省と分かれていたため、親子関係を証明できずに困ったという話である。このエピソードは、中国行政の融通の利かなさとして世間を騒がす事件となり、李総理が解決を指示する事態にまで発展したという¹⁹。

二つ目は、実務業務の中から速やかに解決すべき問題が提起されたことである。具体的には、次の3点が挙げられている。①情報化時代の到来により、業務で作成される電子ファイルがますます多くなり、紙や磁気ファイルに記録されている「伝統的な」媒体のデジタル化されたデータは巨大となり、档案業務が「伝統的な」実物の管理から次第にデジタルの管理へと向かっていき、多くの新たな状況と問題を法律によって明らかにすべきとなったことである。②経済社会の早い発展に伴い、档案業務の内外の環境に巨大な変化が生じており、档案にすべきものとその管理の責任について、また、組織機構の改編等に伴って档案をどのように保存すべきかについて、法律の中で明確にしなければならなくなった。③長い間、档案の公開の審査については、その職責が不明確であり、档案の公開の進み具合に影響があり、「人民に奉仕する」という档案の役割を十分に発揮できず、さらに関連する制度を改善する必要があったとのことである²⁰。

その後、新しい档案法は、2019年10月25日に全国人民代表大会での最初の審議が行われ、2020年6月18日に2回目の審議を行い、6月20日に採択・公布され²¹、2021年1月1日に施行された²²。

2 改正のポイント

2.1 全体の構成について

档案法の改正後の章立ては、改正前の全6章27条から、全8章53か条となった。以下に両方を対比した章立てを記す。

(新)	(旧)
第一章 総則 (第1条—第7条)	第一章 総則 (第1条—第5条)
第二章 档案機構及びその職責 (第8条—第11条)	第二章 档案機構及びその職責 (第6条—第9条)
第三章 档案の管理 (第12条—第26条)	第三章 档案の管理 (第10条—第18条)
第四章 档案の利用と公開 (第27条—第34条)	第四章 档案の利用と公開 (第19条—第23条)
第五章 档案の情報化 ²³ 構築 (第35条—第41条)	(新設)
第六章 監督検査 (第42条—第47条)	(新設)
第七章 法的責任	第五章 法的責任

(第48条—第51条)
第八章 附則
(第52条—第53条)

(第24条—第25条)
第六章 附則
(第26条—第27条)

档案の情報化構築と監督検査に関する2つの章が新たに付け加えられる、大幅な改正となっている。以下、各章ごとにその改正ポイントを記す。

2. 2 総則

第1章は総則について規定され、第1条から第7条の計7条からなる。

第1条は、法の目的を記している部分となる。ここでは、档案の情報化の水準を向上すること、及び国の档案に対する管理体系とその能力の現代化の推進が追加された。

第2条は、本法で言うところの档案の定義の箇所となる。

まず、国家機関に代表される機関・団体・企業・事業単位²⁴・その他組織・個人²⁵が、政治・文化等々の様々な方面の活動に従事し直接に作成・取得するところの「国家と社会にとって保存価値のある各種文字、図表、音声・映像などの各形式の歴史記録を指す」とある。その活動内容の例示をした部分で、「生態文明」²⁶と「外事事務」²⁷が加わり、改正前には存在した「宗教」が削除された。

第3条には重要な改正が行われている。冒頭に、改正前にはなかった「中国共産党の档案業務に対する指導を堅持する」が新たに追加された²⁸。

また、各レベルの人民政府²⁹は、改正前には第4条で档案事業の構築を「国民経済及び社会発展計画に組み込まなければならない」という表現に止まっていた。しかし、改正後には、より踏み込んで、档案事業を「国民経済と社会発展計画の中に組み入れ、档案事業の発展に関する経費を政府の予算に計上して、档案事業の発展と国民経済及び社会の発展の水準が見合ったものになるよう確保しなければならない」³⁰とした。

第5条にも重要な改正が行われている。改正前も第3条で全ての国家機関・「武装力量」³¹・政党・団体・企業・事業単位、そして公民³²は档案を保護する「義務」を有していた。改正によって、これに加えさらに「法に基づき档案を利用する権利を有する」とされた。これによって、档案の利用が初めて「権利」として認められたことになる。

第6条は新設された条文である。国家による档案に関する科学研究と技術革新を促進し、科学技術の成果を档案の活動に適用することも促進している。また、档案についての宣伝教育の強化と意識の向上、国際交流と連携を奨励・支持することとなった。なお、档案の宣伝教育については、後段の第34条でより具体的に言及されている。

2. 3 档案機構及びその職責

第2章は档案機構及びその職責について規定され、第8条から第11条の計4条からなる。

第8条では、国家及び県レベル以上の「档案主管部門」に関する規定がなされている。国家の「档案主管部門」は、「全国の档案業務を主管し、全国の档案事業の統括的計画と組織間の調整の責任を負い、統一的な制度を確立して、監督及び指導を実行する」とされている。県レベル以上の地方の「档案主管部門」は、「当該行政区域内の档案業務を主管し、当該行政区域内の機関・団体・企業・事業単位及びその他の組織の档案業務に対し監督と指導を行う」とされている。具

体的には、「档案主管部門」とは、国家レベルでは国家档案局が該当し、地方でも設置されている省・市・県等の档案局がこれに該当する。かつて拙稿でも言及したが、もともと、国家档案局と中央档案館は、二つ別々に設立されて、運営されていたが、1993年に行政改革の一環として、この二つの組織が合併し、一つの組織に二つの看板がある形で現在に至っている³³。これを図式化すれば、次のとおりになる。

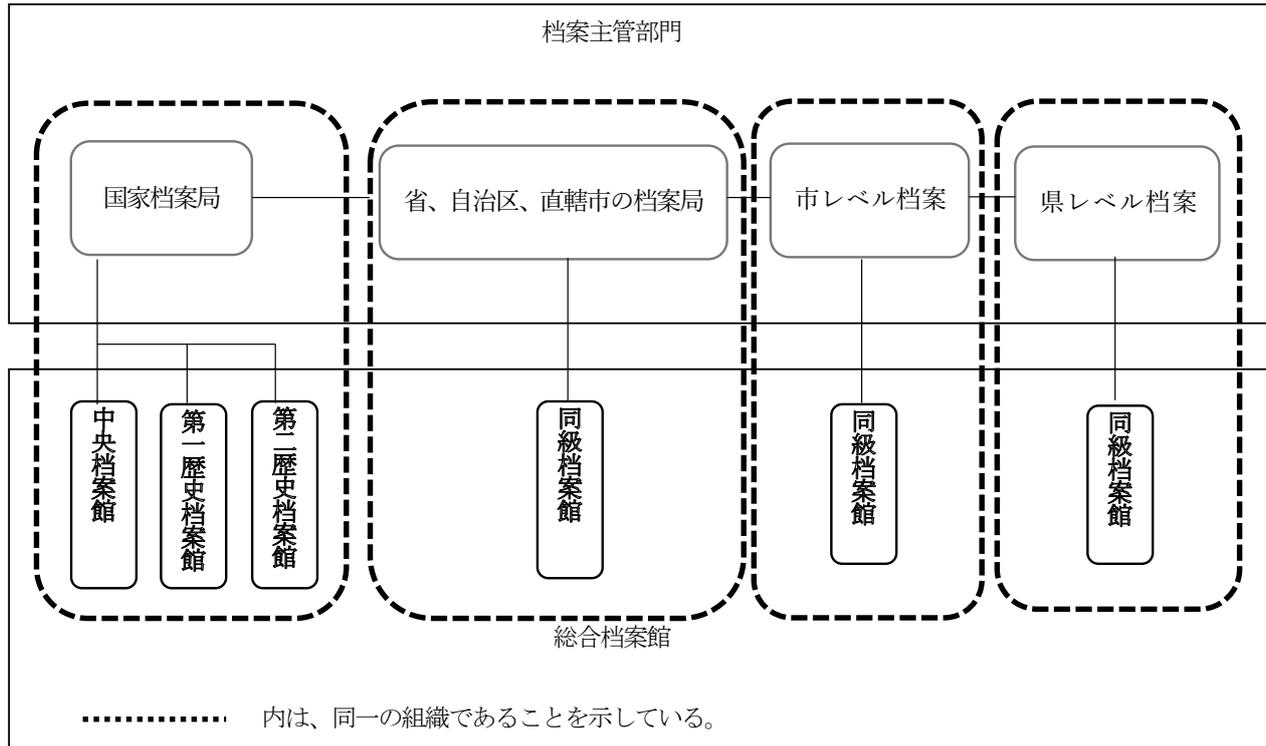


図1 档案主管部門と総合档案館との関係

※李華瑩「中国における档案管理の制度に関する検討」『学習院大学人文科学論集』（通号25）、2016年、286頁の図を抜粋して作成した。

さらに、同条においては中国の地方の档案管理について大きな変更がなされた。これまで、档案主管部門が郷・鎮レベル及びその所属単位の档案の監督及び指導を行っていたが、それに「基層大衆性自治組織」の档案業務に対してもその対象となったことである。「基層大衆性自治組織」は、中華人民共和国憲法第111条において、都市における「居民委員会」と農村における「村民委員会」が該当すると規定されている。同組織には、居住地区において公共事務と公益事業を行い、民事紛争の調停を行い、社会治安の維持に協力して、さらに人民政府に対して大衆の意見を吸い上げる役割がある。

その系列・規模等をイメージがしやすいように、一例として、中国農村の行政単位とその平均人口規模を示しておく。ここから読み取れるのは、従来のサブ県レベルまでの档案管理を、さらに下層の基層レベルまで、法律の範囲を拡大していることである。

表1：中国農村にかかわる地方行政単位

	単位数	平均人口規模	
省レベル	省（市）	31	4300 万
地区レベル	市（州）	333	400 万
県レベル	県（市）	2000	50 万
サブ県レベル	郷・鎮	3 万 4000	1 万 5000
基層レベル	村民委員会（行政村）	50 万	1450
サブ基層レベル	村民小組	500 万	145

※田原史起『中国農村の現在 — 「14 億分の 10 億」のリアル』中公新書、2024 年、25 頁より作成。なお、単位数、人口規模は 2010 年前後を基準とする概数である。

第 9 条には、档案業務人員〔「档案工作人員」〕、すなわち档案法の英訳版によれば、中国のアーキビストが出てくる。そこでは、機関・団体・企業・事業単位及びその他の組織は、当該単位の档案管理を担当する档案機構又は档案業務人員を確定するとともに、所属単位の档案業務に対して監督と指導を行わなければならないとされている。第 11 条は、新設された条文であり、国家は档案業務人員の育成と組織構築を強化し、その業務に関する素養を向上させるとしている。国家によるアーキビストの育成が明文化されている点は興味深い。

2. 4 档案の管理

第 3 章は档案の管理について規定され、第 12 条から第 26 条の計 15 条で構成されている。

第 12 条は新設された条文である。档案の作成・取得を義務づけられている機関・団体・企業・事業単位及びその他組織は、档案業務の責任制を確立して、档案の管理を改善しなければならないとしている。

第 13 条も新設された条文である。これまで法律では、どのような文書を「档案」として保存するかが定まっていなかった。今回の法改正によって、「档案」とするものの範囲が定められた。その内容は以下のとおりである。①機関・団体組織の沿革と主な職能活動を反映するもの。②国有企業・事業単位の主な研究開発・建設・生産・経営及びサービス活動、並びに国有企業・事業単位の権益と従業員の権益保護を反映するもの。③「基層大衆性自治組織」である都市・農村コミュニティの管理及びサービス活動を反映するもの。④歴史上の各時期における国家の統治活動・経済科学技術の発展・社会や歴史の様子・文化風俗・生態環境を反映するもの。⑤法律・行政法規において档案として保管しなければならないと定めたもの。

第 19 条でも重要な規定変更がなされている。改正前は第 13 条に档案馆等の組織は利用の便宜をはかり、「必要な施設」を配置することが規定されていた。改正によって、より具体的となり、档案馆等は「档案保存のための書庫と必要な施設、設備を適切に配置し、档案の安全性を確保しなければならない」としたうえで、健全な档案安全のための業務システムを構築し、リスクの管理を強化しなければならないと定められた。

また、第 23 条にも見逃せない改正がなされている。改正前は第 17 条に国家所有に属する档案を「売る」ことを禁ずるとあったのが、その「売買」を禁ずると変更となっている。すなわち、国家

所有に該当する档案を買うことも違法になるということである。さらに、関連して第25条に無許可で档案の原本やそのコピーを郵送やインターネット等で国外へ送付すること禁止している点も注目されるだろう。

さらに、第26条で新たに設けられた条文では、国家の「档案主管部門」は、「突発事件」対応に関わる档案の収集・利用等の業務システムの構築を行い、そして、档案馆は、「突発事件」対応のための参考資料の提供や意思決定のためのサポートを提供しなければならない、と規定されている。「突発事件」とは、突如発生し、社会に重大な危害を及ぼし得る、緊急対応が必要な災害・事故・公衆衛生や社会安全上の事件を言い、「中華人民共和国突発事件応対法」に規定されている³⁴。

2. 5 档案の利用と公開

第4章は档案の利用と公開について規定され、第27条から第34条の計8条で構成している。

第27条には、県レベル以上の档案馆の档案が、作成した日から公開するとした年限が、30年から25年に短縮されている。また、経済及び教育・科学技術・文化などの類の档案は、25年を待つことなく、公開することができることも記している。他方で、国家の安全等に係る档案の公開については、25年を過ぎることも許容している。

第28条は、档案の利用の促進及び不服の申し立てについての規定である。利用の促進については、目録を定期的に提供するだけでなく、档案馆はウェブサイト又はその他の方式を通じて、档案の目録を定期的に公開し、サービスを刷新・強化し、手続きの簡便化を図り、利便性を提供しなければならないとされた。

本条で注目されるのは、改正前は第19条でこうした利用が合法的な証明書を有した「中華人民共和国の公民と組織」に限られていたものが、改正後は、「機関と個人」に拡大されたことである。国家档案馆のウェブサイトによれば、改正した档案法によって、外国組織と外国人に我が国の組織と公民と同等の公開されている档案を利用できる権利を与えたとしている³⁵。

さらに改正後は、規定通りに公開されない場合は、「機関と個人」は、「档案主管部門」に不服を申し立てることができ、それに対し「档案主管部門」は、速やかに調査処理を行った上で、その結果を告知しなければならないとされた。今後、この規定に基づき、申し立て等が行われるかもしれないが、どのような形に発展するのかが注目される。

また、第33条では、档案馆における研究業務が規定されている。これが改正前は第23条で主に档案資料の編集出版という規定であったのが、法律や規定、政策の制定の研究を行い、国家機関にサポートと利便性を提供しなければならないと、資料集の編纂から政策の提言等も行う機関として位置づけられるようになった。

第34条は新設された条文である。国家は、档案馆が所蔵している档案の利用について開発を進め、テーマに沿った展示や講座、メディア宣伝などを通じて、愛国主義的教育等を行うことを奨励するとしている。

2. 6 档案の情報化構築

第5章「档案の情報化構築」は、新たに設けられた章である。同章は第35条から第41条までの7条で構成されており、電子档案（ポーンデジタルの公文書）や紙や、磁気といった「伝統的な」媒体の档案との関係、そのデジタル化等の規定が新たに盛り込まれている。

第35条では、各レベルの人民政府は、檔案の情報化をその発展計画に組み入れて、電子檔案及び従来の媒体の檔案のデジタル化などの保全と利用を保証しなければならないとしている。併せて、情報化構築を強化するとともに、檔案の情報セキュリティを保証しなければならないと規定されている。

第36条では、機関・団体・企業・事業単位とその他の組織は、電子檔案のシステム構築を積極的に推進することと、それを事務の自動化と業務システムとを結びつけなければならないと新たに規定した。

第37条では、電子檔案は、ソースの信頼性、手順の規範化、要素の法規適合性を実現した上で、「伝統的な」媒体の檔案、ここでは紙や磁気データ等と、同じ効力を有するとはっきり定めている。これは、時代に即した改正となろう。そして、電子檔案の管理規則については、國家の檔案主管部門が関連部門と合同で制定するとある。こうした制定の具体的な成果としては、國務院弁公庁が発した「政務サービス電子文書の檔案保存と電子檔案管理規則」（2023年8月23日）³⁶や國家檔案局が発した「電子檔案管理規則」（2024年11月1日）³⁷があげられるだろう。

また、第38条では、國家は檔案館等の機関が「伝統的な」媒体の檔案のデジタル化の推進を奨励し、支援することが規定されている。そして、既にデジタル化を実現しているものの原本も適切に保管しなければならないとも規定している。2019年の國際公文書館會議東アジア地域支部（East Asian Regional Branch of the International Council on Archives, EASTICA）における中國の報告の時点でもデジタル化の波は大きく様々な種類のデジタル化が進められていた³⁸。今後、この規定を根拠に、さらに大きくデジタル化が進むと推定されよう。

第39条で檔案館は、重要な電子檔案を予備として別の場所に置くことができるとされている。これは、電子檔案のバックアップについての規定である³⁹。

第40条では、条件を備えた檔案館はデジタル檔案館を構築しなければならないとされている。第41条では、國家が檔案情報資源共有サービスプラットフォームの構築を推進して、地域や部門を跨る檔案デジタル資源の共有及び利用を進めるとされており、デジタル檔案館の構築とともに、それを互いにつなぐ、プラットフォームの構築を推進することが規定されている。

2.7 監督検査

第6章「監督検査」も新たに設けられた部分である。同章は「檔案主管部門」による文書管理に関する監査や検査等について規定されており、第42条から第47条までの6条で構成されている。

第42条では、「檔案主管部門」は、法律等の規定に従って檔案館とその他の組織の次の状況について検査を行うことができると規定されている。

- (一) 檔案業務の責任制と管理制度の実行状況
- (二) 檔案の書庫・施設・設備の配置と使用状況
- (三) 檔案業務人員の管理状況
- (四) 檔案の収集・整理・保管・利用提供等の状況
- (五) 檔案の情報化構築と情報セキュリティ保障の状況
- (六) 所属単位などの檔案業務に対する監督と指導の状況

第43条では、「档案主管部門」が、違法行為の手がかりに基づいて検査を行う時は、安全と秘密保持の要求に適合することを前提として、書庫・施設・設備の検査、資料の調査や閲覧・関連人員への質問・その記録を行うことができ、対象機関と個人はこれに協力しなければならないとしている。

その上で、第44条では、档案馆とその他の組織が当該組織に档案の安全に関する潜在的な危険を発見した場合は、速やかに救済措置を講じ、その危険性を除去しなければならない、档案の損壊・情報漏洩等の状況が発生した場合は、速やかに「档案主管部門」に報告しなければならないとしている。

また、第45条では、「档案主管部門」が、档案馆とその他組織に档案の安全に関する潜在的な危険性を発見した場合は、期限を設けて是正を命じ、その危険性を除去しなければならないとしている。ここでは「档案主管部門」の権限の強化が注目される。

2. 8 法的責任

第7章は第48条から第51条までの計4条によって構成されており、档案の紛失や無断での提供・改ざん等に関する罰則や罰金の規定がなされている。

第48条では、単位或いは個人に次のいずれかの行為が認められた場合、県レベル以上の「档案主管部門」・関連機関は、直接責任を負う職員及びその他の人員を法に基づき処分するとされている。その具体的な行為が、改正前は8項目があげられていたが、改正後は10項目が例示としてあげられている。例えば、冒頭、次のような行為がその対象となっている。

- ① 国家の所有に属する档案を紛失した場合
- ② 国家の所有に属する档案を無断で提供・転記・公開等を行った場合
- ③ 国家の所有に属する档案を売買又は違法に譲渡した場合
- ④ 档案を改ざん・偽造を行う又は無断で档案を廃棄した場合

次いで、第48条の(五)は、今回の改正で新たに追加されたもので、档案を外国人又は外国組織に売却、贈呈した場合もその対象となった。同条の(七)も、今回の改正で新たに追加されたもので、規定通りに档案を公開、利用提供しなかったことも罰則となっていることなどが注目できる。また、(八)では、第45条の行為がなされなかった場合も罰則となっている。

さらに、第49条では、档案馆の档案を利用した際や档案のサービス企業、単位及び個人が、第48条の各項目に違反した際の具体的な罰金が規定されている。例えば、単位又は個人が、国家に属する档案を売買又は違法に譲渡した場合や外国人又は外国組織に売却、贈呈した場合などは、档案主管部門が警告するとともに違法所得を没収して、単位に対しては1万元以上10万元以下の罰金、個人に対しては500元以上5000元以下の罰金に処すとある。

おわりに

まず、本稿では、档案法改正に際し、国家档案局を含む国務院による長期間にわたっての档案関係機関や職員はもとより、専門家や地方にまで赴き数多くの調査・検討を行い、最終的には習総書記や李総理といった国家の最高レベルまでの後押しを得た上で改正されたことを明らかにした。

次いでこれまで中国における档案法改正のポイントについて紹介してきた。

新規で追加された条文や大きな変更があった条文について、その箇所はこれまで見たように数多いが、その中でも重要なものとして、檔案の利用の権利化（第5条）や檔案として保存すべきものの規定（第13条）、突発事件への対応（第26条）、公開までの期限を30年から25年までに短縮（第27条）、檔案館による研究を通じての国家機関へのサポートと利便性への提示（第33条）、愛国主義教育や社会主義教育にあたって、檔案の利用について開発を進めテーマに沿った展示や講座、メディア宣伝の実施（第34条）、檔案の情報化を発展計画に組み入れること（第35条）、国家が従来型媒体の檔案のデジタル化を推進すること（第38条）、「檔案主管部門」による監督検査の権限強化（第42条）法的責任の明確化（第7章全般）などが挙げられるだろう。

少なくとも全体としては、中国の檔案管理における情勢として、公開の方向に向かっていることやデジタル化をさらに強化する方向で向かっていることが条文からは読み取れるだろう。また、檔案館が単に檔案を保存したり、資料集を出版したりするだけでなく、突発事件への対応や自身の研究を通じての国家機関へのサポートや利便性の提示などは注目すべき点と考えられる。

最後に檔案の公開については、まだその実施状況の不明な部分が多いが、国家檔案管理局のウェブサイトを見たところ、新たな動きが出ていることを指摘しよう。

2010年代まで、中国共産党及び1949年の中華人民共和国成立以降の檔案を所蔵している中央檔案館は、資料集の出版等を行っていたものの、その檔案は一般には非公開であった。しかし、2021年12月に毛沢東の檔案などが公開され、最近も鄧小平生誕120周年という節目に合わせて、その檔案を公開した⁴⁰。その檔案はいずれも「一般の人々〔公衆〕は、身分証や社員証などの有効な証明書類を持ってくれば、中央檔案館の公開資料閲覧ホールにて、閲覧することができる」とある。これは檔案の公開の方向へと向かっていることの表れの一つであろう。

檔案法の改正を受けて、ますます大きく変化する中国の檔案管理の情勢について、今後も注目していきたい。

¹ 「檔案」とは、各機関の保存する文献・書類・調書等を意味する。個人の履歴や思想・言動などについての記録を指すことも多い。「檔案館」は、行政文書等を保存・整理・公開する文書館のことである。

² 本稿では、2020年版は『中華人民共和国檔案法 含草案说明』中国法制出版社、2020年を、2016年版は『中華人民共和国檔案法』法律出版社、2016年に依拠した。なお、「国家法律法規数据库」（<https://flk.npc.gov.cn/>）でも同法の改正前後の内容を確認することができる。

³ この分野に関する先行研究として、湯野基生「【中国】アーカイブズ法の改正」（『海外の立法』No. 287-1、2021年、https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659068_po_02870112.pdf?contentNo=1）がある。この他にも、李華瑩「アーカイブズ・アクセス制度に関する日本と中国の比較研究」学習院大学、博士論文、2021年（https://glim-re.repo.nii.ac.jp/record/5076/files/thesis_K301.pdf）でも言及がなされている。本稿はこれらの成果に学びつつも、二つの原稿では取り上げられていない論点も含めて記すこととする。

⁴ 大澤武彦「中国国家檔案局・中央檔案館の最近の動向」『アーカイブズ』第52号、2014年、https://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_52_p42.pdf。

⁵ 「国家檔案局」は、中国の中央政府にあたる國務院の中国共産党中央委員会弁公庁（秘書庁）管轄下の機関である。その職務としては、檔案の保管・利用と全国での檔案事業の管理とされている（「机构概况」<https://www.saac.gov.cn/daj/zjj/jg.jg.shtml>）。併せて、前掲拙稿も参照。

⁶ 「新修订《中華人民共和国檔案法》解读」『中国檔案報』2020年7月2日总第3545第一版、

<https://www.saac.gov.cn/daj/yaow/202007/bd61bfb7b1404b2ca3c12f1652b2c915.shtml>

⁷ 中国の中央政府である。憲法によれば、最高の国家権力執行機関であり、最高の行政機関である（趙宏偉「國務院」天児慧他編『岩波 現代中国辞典』岩波書店、1999年、342～344頁）。

⁸ 國務院所属の部（日本の省に相当）である司法行政機関。

⁹ 李明華「关于《中华人民共和国档案法（修订草案）》的说明」（2019年10月21日）第13期全国人民代表大会常務委員会第14回會議上での説明『中华人民共和国档案法 含草案说明 2020年最新修订』中国法制出版社、2020年、17～18頁。なお、法律や政策の策定において、調査研究を重視し、地方を視察し、現場を把握し、関係者と座談会等を行うことによって草の根の意見を直接に聞き入れることについては、熊達雲「中国共产党の中国に対する『領導』はどのように実現されたか」『比較経済研究』第60巻第2号、2023年、23～24頁も参照

¹⁰ 國務院の常務會議は、國務院総理・副総理・國務委員（國務院副総理に相当する役職）・秘書長によって構成される（趙宏偉「國務院」天児慧他編『岩波 現代中国辞典』岩波書店、1999年、342頁）

¹¹ 全国人民代表大会とは、中華人民共和国の国会に相当する国家権力の最高機関であるが、単なる議会ではない。中華人民共和国は、ソ連など旧社会主義諸国がそうであったように、三権分立を拒否し、中央集権体制をとっている。国家機関は立法、行政、司法に分けられるのではなく、立法と行政が一体となった（議行合一）という権力機関と、その執行機関である行政機関、および検察、裁判の四つの機関によって構成され、権力機関がこれらを統合している。全国人民代表大会は全体の頂点に位置する最高の国家権力機関である（田中信行「全国人民代表大会」『世界大百科事典（改訂新版 第6刷）』平凡社、2014年）。

¹² 全国人民代表大会會議は、規定では年1回、会期も2～3週間と非常に短い。このため、国家の重大事や法律を十分に審議することができない。そこで大会で互選された100～200名前後からなる常設の常務委員会が設置されている。その職権は次のとおりである。憲法の解釈・その実施監督、大会閉会期間中の法律の補充と改正、國務院・中央軍事委員会・最高人民法院・最高検察院の活動の監督などである（詳しくは、毛里和子『現代中国政治 第3版』名古屋大学出版会、2012年、118～119頁）。

¹³ 李明華、前掲説明、17頁。

¹⁴ 同上。また、前の国家档案局局长であった陸国強は「为新时代档案事业高质量发展提供坚强法治保障」（2020年06月24日）において、習近平は、一貫して档案事業の発展に対して関心を持って重視し、早くには浙江省で業務（2002年から2007年）を行っていた頃から、同趣旨の発言をしていたと言及している（<https://www.saac.gov.cn/daj/yaow/202006/6b2f2da9926c4e2b82729d6bf5d53ee7.shtml>）。

¹⁵ 中国共产党の中央レベルの党機構は、下から上へ、党の全国代表大会が選出する中央委員会（中央委員205名、候補委員171名）、中央委員会總會（全会）で選ぶ、中央政治局（24名）、中央書記処（7名）、中央政治局常務委員（7名）、そして総書記（1名）という構造をとっている（数は2022年時点のもの、<https://www.jc-web.or.jp/files/libs/2793/202401091148447374.pdf> より。詳しくは、毛里和子『現代中国政治 第3版』名古屋大学出版会、2012年、167～168頁も参照）。

¹⁶ 李明華、前掲説明、17頁。なお、このような言及の背景については、習近平が、その経歴において特に歴史に関心を示してきた政治家であることも考慮すべきかもしれない。この点については、さしあたり、川島真「習近平政權の歴史政策—馬工程と四史」日本国際問題研究所編『歴史系検討会論文集』2022年3月、<https://www.jiia.or.jp/JIC/pdf/2-1.pdf> を参照。

¹⁷ 「2019年政府工作报告全文」（2019年3月5日）<https://www.gov.cn/zhuanti/2019qglh/2019lhzhfgzbg/index.htm>

¹⁸ 李明華、前掲説明、17頁。

¹⁹ 「李克强：开证明“你妈是你妈”是天大的笑话」（2015年05月07日）<https://www.rmzxb.com.cn/yw/tx/2015/05/07/495863.shtml>

²⁰ 李明華、前掲説明、17頁。

²¹ 「新修订《中华人民共和国档案法》解读」『中国档案报』2020年7月2日总第3545第一版、<https://www.saac.gov.cn/daj/yaow/202007/bd61bfb7b1404b2ca3c12f1652b2c915.shtml>

²² 『中华人民共和国档案法 含草案说明 2020年最新修订』中国法制出版社、2020年、1頁。

- ²³ 檔案の情報化とは、IT を全面的に活用して、従来の管理方法を改め、檔案情報の収集・管理・利用提供の水準を高めることをいう（湯野基生、前掲論文、28 頁）
- ²⁴ 「単位」とは、機関・団体またはそれに属する各部門のことを言う。
- ²⁵ 改正前の規定では「国家機構・社会組織及び個人」と規定されている。おそらく、改正によって「国家機構」や「社会組織」の規定をより具体的にしたものと考えられる。
- ²⁶ 「生態文明」とは、近年中国で唱えられている生態・環境への負荷を減らす文明とのことである。その定義は、人と自然、人と人、人と社会とが調和がとれた共生を行い、良い循環・全面的な発展・持続的な発展を基本的な根本的な理念とする社会形態である。そして、生態文明は人類文明の発展の一つの新たな段階であるとする（百度百科「生態文明」より）。
- ²⁷ 「外事事務」とは、外交事務のことを指す。
- ²⁸ この追加の背景には、習近平政権になってから、中国共産党の指導を堅持することを、繰り返し強調していることがあげられよう。熊達雲、前掲論文、15 頁を参照。また、一例であるが、2007 年に制定され 2024 年に改正された「中華人民共和国突発事件対応法」でも、中国共産党の指導の堅持が第 4 条に追加されている（「国家法律法規数据库」（<https://flk.npc.gov.cn/>））。
- ²⁹ 中華人民共和国憲法第 95 条では、省・直轄市・県・市・市轄区・郷・民族郷・鎮には、人民政府を設立する旨、規定がある（「国家法律法規数据库」（<https://flk.npc.gov.cn/>））。
- ³⁰ 習近平政権は、これまで暗黙の了解で行われてきた業務を改めて「法規化」することに熱心であることについては、李昊「習近平政権における党の領導の『強化』」日本国際問題研究所「習近平政権研究」（中国研究会、https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R04_China/01-02.pdf）を参照。
- ³¹ 「武装力量」については、「中華人民共和国国防法」第 22 条において、中国人民解放軍の現役部隊および予備役部隊、中国人民武装警察部隊、民兵から構成されるとある（「国家法律法規数据库」（<https://flk.npc.gov.cn/>））。
- ³² 「公民」とは、公民権を持っている人民のことを指す。
- ³³ 前掲拙稿、44 頁。「郭嗣平：从档案文献中领悟党的伟大」http://fangtan.china.com.cn/2011-06/02/content_22703509.htm も参照。また、省レベル以下の檔案局と檔案館も一つの組織で二つの名前があることは、いくつかの檔案管理局のウェブサイトでも確認できる。例えば、四川省では、「局館简介」に言及されている（<http://www.scsdaj.gov.cn/scda/default/zhengwugongkai.jsp?clId=e3ae3b1cd6e345a99423cb77763d835e&token=juguanjianjie&datatype=newslist&flag=1>）。
- ³⁴ 宮尾恵美「中国における大規模自然災害への対応—突発事件対応法と応急対策計画を中心に—」『外国の立法』251 号、2012 年、https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487064_po_02510009.pdf?contentNo=1 及び最近の動向については、湯野基生「【中国】突発事件対応法（災害事故対策基本法）の改正」『外国の立法』No. 301-1、2024 年、https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487064_po_02510009.pdf?contentNo=1 も参照。
- ³⁵ 「国家档案局有关负责同志就《国家档案馆档案开放办法》答记者问」（2022 年 7 月 4 日）を参照。併せて、以前の外国組織と外国人の利用規程であった「外国组织和个人利用我国档案试行办法」は廃止されたとしている（<https://www.saac.gov.cn/daj/yaow/202207/22fd42d4e4fa48e0bd60223040dea608.shtml>）。
- ³⁶ 「国务院办公厅关于印发《政务服务电子文件归档和电子档案管理办法》的通知」（2023 年 8 月 23 日）https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202308/content_6899494.htm。
- ³⁷ 「国家档案局印发《电子档案管理办法》」（2024 年 11 月 1 日）<https://www.saac.gov.cn/daj/tzgg/202411/c5d21153b2cb47659a3ef5e0d1dc421c.shtml>。
- ³⁸ 丁勇「課題への挑戦及び本来の使命へ立ち返る変革と改善—新時代における中国の檔案館の活動—」EASTICA 第 14 回総会及びセミナー—国、地域別報告、2019 年、https://www.archives.go.jp/about/activity/international/pdf/20191125_27_11.pdf を参照。
- ³⁹ 丁勇、前掲報告も参照。
- ⁴⁰ 例えば、「中央档案馆开放一批毛泽东文稿档案」（2023 年 12 月 27 日）<https://www.dswxyjy.org.cn/n1/2023/1227/c423712-40147339.html> を参照。また、鄧小平の生誕 120 周年に合わせて、中央檔案

館の鄧小平関連の档案が公開されているという（「中央档案馆向社会集中开放第六批馆藏档案」（2024年08月22日）<https://www.saac.gov.cn/daj/yaow/202408/e02d7f40312243e3b2d9d3c49b4aaeb1.shtml>）

（公文書専門官）